

網走市告示第 79 号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年7月6日

網走市長 水 谷 洋 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 網走市新庁舎建設電気設備工事
- (2) 工事場所 網走市
- (3) 工事期間 契約の締結日から令和6年8月31日
- (4) 工事概要 新庁舎 : 鉄筋コンクリート造5階建て 延べ面積 6,565.49m²
公用車庫 : 鉄筋コンクリート造1階建て 延べ面積 33.37m²
倉庫・ゴミ庫 : 鉄筋コンクリート造1階建て 延べ面積 25.80m²
キャノピー1 : 鉄骨造 1階建て 延べ面積 13.25m²
キャノピー2 : 鉄骨造 1階建て 延べ面積 38.80m²
上記に伴う電気設備工事

※なお、詳細は別紙仕様書および図面等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により執り行うため、入札参加希望者は共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 共同企業体について

- ア 構成員の数は、2ないし3者であること。
イ 各構成員の出資割合は、均等割の10分の6以上であること。
ウ 共同企業体の代表者は、出資割合が構成員中最大であること。
エ 共同企業体は現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
オ 共同企業体の代表者は監理技術者を、その他の構成員は主任技術者を本工事現場に専任で配置できること。

(2) 各構成員について

- 網走市競争入札参加資格者名簿において、『電気工事』に登録され、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
イ 当市において政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
ウ 納付すべき税（国税、都道府県税、市町村税）の滞納がないこと。
エ 建設業法における建設業の種類「電気工事業」の許可を有し、かつ、共同企業体の代表者は「電気工事業」について同法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

- オ 建設業法における建設業の種類「電気工事業」の許可を受けてから営業年数が4年以上であること。
- カ 令和4年度網走市における電気工事の格付けがA等級又は令和4年度北海道における電気工事の入札参加資格がA等級に格付されていること。
- キ 経営事項審査の申請をした日の直前の2年度の各営業年度のいずれかの決算において建設業法における建設業の種類「電気工事業（管工事業）」に係る完成工事高を有していること。なお、決算が24ヶ月分に満たない場合は直前3期分の決算において完成工事高を有していること。
- ク 北海道オホーツク総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年法律第14号））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ケ 入札に参加しようとする者の中に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- サ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 入札参加資格審査申請

（1）申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。（エからセについては構成員ごとに作成し、又は準備し添付すること。）

- ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）
- ウ 共同企業体委任状（各構成員が入札等に関する権限を代表者へ委任する場合）
- エ 配置予定技術者調書
- オ 特定関係調書
- カ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）《原本》
- キ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書《写し》
- ク 建設業許可申請書（様式第一号 別紙二（2））《写し》
- ケ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書《写し》
- コ 工事経歴集計表
- サ 工事経歴書（直前2年分）
- シ 印鑑証明書《原本》
- ス 誓約書

※ 網走市競争入札参加資格事務処理要綱第9条に基づく、中間年の納税状況の確認ができるない者は、上記に加え、納税証明書を提出しなければならない。

※ 登記事項証明書、納税証明書および印鑑証明書については、令和4年5月1日以降に発行されたものに限る。

(2) 提出期間

令和4年7月7日（木）から令和4年7月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

網走市南6条東4丁目 網走市役所本庁舎 3階
網走市建設港湾部都市整備課庶務係

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 資料提出後の再提出は認めない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5
の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を
有するかどうかの審査を行い、その結果を令和4年7月28日（木）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

網走市南6条東4丁目 網走市役所本庁舎 3階 閲覧室

6 入札執行の場所及び日時

本入札は郵便入札とするため、下記のとおり提出すること。

(1) 入札書提出場所

網走市南6条東4丁目 網走市役所3階 網走市建設港湾部都市整備課庶務係行

(2) 提出方法

郵送とする。

なお、郵送時には入札書のほか、競争入札参加資格があることが確認された旨の「制限付一般
競争入札参加資格審査結果通知書の写し」および「工事費内訳書」を送付すること。内訳書の
提出がない場合又は入札書と内訳書の金額が相違する場合は、当該入札は無効となる。

(3) 提出期限

令和4年8月17日（水） 午後5時00分

※必ず書留郵便で送付し、封筒に朱書きで「何月何日執行の何々入札書在中」と記入する
こと。

(4) 開札日時

令和4年8月18日（木） 午前9時00分～

(5) その他

入札結果は開札後に連絡する。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び網走市契約に関する規則（昭和49年8月1日規則第19号。以下「規則」という。）第46条の定めるところによる。

8 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、規則第5条から第8条までの定めるところによる。

9 落札者の決定方法

規則第53条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

11 契約書作成の要否

必要とする。

12 予定価格等

- (1) 予定価格 760,661,000円（税込）
- (2) 最低制限価格 設定有

13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を電子データ（CD-R）で提供する。

ア 閲覧期間

令和4年7月6日（水）から令和4年8月17日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

網走市南6条東4丁目 網走市役所本庁舎 3階 閲覧室

ウ 電子データ提供場所

網走市南6条東4丁目 網走市役所本庁舎 3階 庁舎整備推進室

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により入札の3日前までに提出すること。

14 支払条件

- (1) 前金払 有（各会計年度の出来高予定額の4/10、ただし、契約会計年度は翌会計年度の前払金を含むことができる）
- (2) 中間前金払 有（前払金と合わせて各会計年度の出来高予定額の6/10）
- (3) 部分払 有（工期中3回以内）

15 その他

- (1) 入札の執行回数は1回とする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、規則第59条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札手続きの取消し
落札者の決定後において、市長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続きを取り消すことがある。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) この公告のほか、入札に参加する者は、「網走市契約に関する規則」、「建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務入札並びに契約に関する心得書」その他関係法令の規定を承知すること。
- (6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、網走市議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、網走市議会の議決を得たときは本契約を締結する。
- (7) この公告の内容に関し不明な点は、網走市庁舎整備推進室（電話番号0152-44-6111内線432）に照会すること。